



# 山形県公報

平成22年12月28日（火）  
第2207号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

○山形県文書管理規程の一部を改正する訓令……………（学事文書課）…1288

### 告 示

- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）… 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…1289
- 土地改良区の管理規程の認可……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）… 同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（庄内総合支庁農村計画課）…1290
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森 林 課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）…1291
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課）… 同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………（会 計 局）… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立…………… 同
- 政治団体の届出事項の異動……………1292
- 政治団体の解散……………1293
- 資金管理団体の指定…………… 同
- 資金管理団体の指定の取消…………… 同

### 人事委員会関係

#### 規 則

○山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則……………1294

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…1296
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（ 同 ）…1297
- 一般競争入札の公告……………（新庄病院）… 同

### 正 誤

## 訓 令

### 山形県訓令第25号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（昭和56年内閣告示第1号）」を「（平成22年内閣告示第2号）」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第997号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                  | 所 在 地          | 認 定 期 間                     |
|----------------------|----------------|-----------------------------|
| 山形市立病院済生館            | 山形市七日町一丁目3番26号 | 平成23年2月1日から<br>平成26年1月31日まで |
| 公立学校共済組合<br>東北中央病院   | 山形市和合町三丁目2番5号  | 平成23年2月1日から<br>平成26年1月31日まで |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院  | 山形市桜町2番68号     | 平成23年2月1日から<br>平成26年1月31日まで |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院 | 山形市桜町7番44号     | 平成23年2月1日から<br>平成26年1月31日まで |
| 吉岡病院                 | 天童市東本町三丁目5番21号 | 平成23年2月1日から<br>平成26年1月31日まで |
| 北村山公立病院              | 東根市温泉町二丁目15番1号 | 平成23年2月1日から<br>平成26年1月31日まで |
| 鶴岡協立病院               | 鶴岡市文園町9番34号    | 平成23年2月1日から<br>平成26年1月31日まで |
| 米沢市立病院               | 米沢市相生町6番36号    | 平成23年2月1日から<br>平成26年1月31日まで |
| 財団法人三友堂病院            | 米沢市中央六丁目1番219号 | 平成23年2月1日から<br>平成26年1月31日まで |
| 医療法人舟山病院             | 米沢市駅前二丁目4番8号   | 平成23年2月1日から<br>平成26年1月31日まで |

**山形県告示第998号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                             | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日        |
|------------------------------|-----------------------------------------|-------------|--------------|
| 有限会社ユニオン新庄<br>新庄市金沢1835番地の83 | 就労継続支援（A型）事業所ピース<br>東山<br>新庄市金沢1587番地の2 | 就 労 継 続 支 援 | 平成22. 12. 14 |

**山形県告示第999号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 管理規程の名称  
村山市西部土地改良区頭首工管理規程
- 4 管理規程の概要  
頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めるもの
- 5 認可年月日  
平成22年12月17日
- 6 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第1000号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
諏訪堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡白鷹町大字畔藤5277番地の2
- 3 認可年月日  
平成22年12月9日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第1001号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大山地区土地改良（地域水田農業支援緊急整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営大山地区土地改良（地域水田農業支援緊急整備）事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成23年1月4日から同年2月2日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第1002号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

最上郡真室川町大字大沢字西郡山手倉沢4638-1

## 2 保安林指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1003号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

最上郡真室川町大字大沢字大向山4358-1

## 2 保安林指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1004号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年12月28日から平成23年1月10日まで縦覧に供する。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町堀内字手倉山3507番5から  
同 3521番まで
- 3 供用開始の期日 平成22年12月28日

**山形県告示第1005号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年11月10日から平成23年3月18日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザー測量）

**山形県告示第1006号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名                  | 所 在 地          | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日    |
|----------------------------|----------------|------------|--------------|
| 株式会社酒田自動車学園<br>代表取締役 齋藤 征士 | 酒田市十里塚字村東山北7番地 | 同 左        | 平成22. 11. 30 |

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第78号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成22年12月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日            |
|------------------|--------|----------|-------------------|------------------|
| 自由民主党山形県東置賜郡第三支部 | 竹田千恵子  | 竹田英治     | 東置賜郡高島町大字深沼2336番地 | 平成<br>22. 11. 26 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地              | 届出年月日           |
|------------------|--------|----------|-------------------------|-----------------|
| 佐藤義一後援会          | 田中初子   | 渡邊嘉一     | 新庄市十日町794番地の1           | 平成<br>22. 11. 8 |
| 新しい山形の未来を考える会    | 工藤法明   | 齋藤啓一     | 山形市南栄町3-7-36 サンライズ幸輪C号室 | 同<br>11. 12     |
| 中原まさし後援会         | 中原正志   | 中原敏男     | 山形市下条町3丁目18-24          | 同<br>11. 15     |
| 齋藤千恵子後援会         | 高橋忠幸   | 齋藤荘一郎    | 米沢市御廟三丁目12番9号           | 同<br>11. 17     |
| 大泉正信後援会          | 荒木明香   | 武田義雄     | 山形市桜田西五丁目7-3            | 同<br>11. 25     |
| 後藤健一郎と寒河江を盛り上げる会 | 後藤健一郎  | 後藤誠      | 寒河江市大字寒河江甲2640-9        | 同<br>11. 29     |

## 山形県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成22年12月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称     | 異動事項       | 内 容             |                     | 届出年月日            |
|-------------|------------|-----------------|---------------------|------------------|
|             |            | 新               | 旧                   |                  |
| 自由民主党大石田町支部 | 主たる事務所の所在地 | 北村山郡大石田町大字横山728 | 北村山郡大石田町大字大石田丙161-3 | 平成<br>22. 10. 28 |
|             | 代表者の氏名     | 小玉 勇            | 大山二郎                |                  |
|             | 会計責任者の氏名   | 有路保夫            | 小玉 勇                |                  |
| 社会民主党鶴岡田川支部 | 代表者の氏名     | 伊藤繁次郎           | 伊藤銚一                | 同<br>11. 29      |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称  | 異動事項       | 内 容                 |                | 届出年月日           |
|----------|------------|---------------------|----------------|-----------------|
|          |            | 新                   | 旧              |                 |
| 佐藤いさお後援会 | 主たる事務所の所在地 | 東田川郡三川町大字横山字不動野10-1 | 東田川郡三川町大字青山219 | 平成<br>22. 10. 8 |

|           |            |                       |                        |            |
|-----------|------------|-----------------------|------------------------|------------|
| ふるさと政経研究会 | 会計責任者の氏名   | 茂木 則 男                | 吉 田 久 雄                | 同<br>10.15 |
| 青柳信雄後援会   | 代表者の氏名     | 渡 辺 正 幸               | 阿 部 貞 義                | 同<br>11. 5 |
| 遠藤なおゆき後援会 | 主たる事務所の所在地 | 東村山郡山辺町大字山<br>辺1046番地 | 東村山郡山辺町大字山<br>辺1065- 1 | 同<br>11. 9 |
| 阿部昇司後援会   | 代表者の氏名     | 阿 部 昇 司               | 井 上 馨                  | 同<br>11.24 |

## 山形県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年12月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名  | 解散年月日      |
|---------|---------|------------|
| 近松捷一後援会 | 荒 木 竹 弥 | 平成22. 8.10 |
| 松田武志後援会 | 松 田 武 志 | 平成22. 9. 6 |
| 井上拓夫後援会 | 鈴 木 勝 昭 | 平成22.10.23 |

## 山形県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成22年12月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 届出者の氏名  | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地          | 代表者の氏名  | 届出年月日          |
|---------|---------|-----------|---------------------|---------|----------------|
| 阿 部 昇 司 | 山形県議会議員 | 阿部昇司後援会   | 鶴岡市藤島字古楯跡210<br>- 6 | 阿 部 昇 司 | 平成<br>22.11.24 |

## 山形県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成22年12月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地         | 代表者の氏名  | 指定取消年月日    |
|------------------------|-------|-----------|--------------------|---------|------------|
| 松 田 武 志                | 西川町長  | 松田武志後援会   | 西村山郡西川町大字吉川<br>102 | 松 田 武 志 | 平成22. 9. 6 |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年12月28日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「次の各号に掲げる場合の」を「月の初日以外の日において、」に、「減ずる額の計算は、当該各号に定める方法によるものとする」を「規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員以外の者が当該職員となつた場合又は改正後の条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員が、当該職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第54条第2号から第6号までに掲げる場合に該当した場合における改正後の条例附則第18項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号に定める額を算出するにあつては、給料の日割計算の方法に準じて算出する」に改め、同項各号を削る。

附則第14項中「規定により給与が減ぜられて支給される職員」を「表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後」に改める。

附則第15項中「給与が減ぜられて支給される職員」を「給与が減ぜられて支給される職員（当該職員以外の職員のうち、第1号の場合にあつては、第100条第3項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日（以下「特地公署勤務等の日」という。）において改正後の条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される者（特地公署勤務等の日が平成22年4月1日以後となる場合であつて、改正後の条例の施行日前に当たる場合にあつては、特地公署勤務等の日に改正後の条例が施行されたとした場合に、同日に改正後の条例附則第18項の規定が適用される者）を、第2号の場合にあつては、条例第13条の3第2項の異動等の日（以下「異動等の日」という。）において改正後の条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される者（異動等の日が平成22年4月1日以後となる場合であつて、改正後の条例の施行日前に当たる場合にあつては、異動等の日に改正後の条例が施行されたとした場合に、同日に改正後の条例附則第18項の規定が適用される者）を含む。）に、「当該職員の条例第13条の3第2項の異動等の日（以下「異動等の日」という。）を「当該職員の異動等の日」に改め、同項第1号本文中「第100条第3項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日（以下「特地公署勤務等の日」という。）を「改正後の条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に当たる場合（以下「現に減額措置の対象となる場合」という。）は、特地公署勤務等の日」に、「得た額」を「得た額、改正後の条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員以外の職員のうち、特地公署勤務等の日において改正後の条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される者（同日が平成22年4月1日以後となる場合であつて、改正後の条例の施行日前に当たる場合にあつては、特地公署勤務等の日に改正後の条例が施行されたとした場合に、同日に改正後の条例附則第18項の規定が適用される者）に当たる場合（以下「現に減額措置の対象とならない場合で特地公署勤務等の日に減額措置の対象となる場合」という。）は、特地公署勤務等の日に受けていた給料月額（第100条第4項各号又は第5項各号に掲げる職員にあつては、当該各号による給料月額）の2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額」に改め、同号イ中「特地公署勤務等の日に受けていた給料月額（第100条第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号による給料月額、」を「現に減額措置の対象となる場合は、特地公署勤務等の日に受けていた給料月額（第100条第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号による給料月額、」に、「特地勤務手当の月額）」を「特地勤務手当の月額、現に減額措置の対象とならない場合で特地公署勤務等の日に減額措置の対象となる場合は、特地公署勤務等の日に受けていた給料月額から特地公署勤務等の日に属する職務の級における最低号給の給料月額を減じた額の2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額」に改め、同号ロ中「特地公署勤務等の日に受けていた」を「現に減額措置の対象となる場合は、特地公署勤務等の日に受けていた」に、「額）」を「額、現に減額措置の対象とならない場合で特地公署勤務等の日に減額措置の対象となる場合は、特地公署勤務等の日に受けていた給料月額から特地公署勤務等の日に属する職務の級における最低号給の給料月額を減じた額の2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額」に改



め、同号ハ中「特地公署勤務等の日に受けていた」を「現に減額措置の対象となる場合は、特地公署勤務等の日に受けていた」に、「月額）」を「月額）、現に減額措置の対象とならない場合で特地公署勤務等の日に減額措置の対象となる場合は、特地公署勤務等の日に受けていた給料月額 $\times$ 2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額」に改める。

附則第16項中「前項」を「前2項及び次項」に改める。

附則第17項中「附則第15項各号」を「附則第15項各号（第1号及び第2号にあつては、附則第16項の適用を受ける場合を除く。）」に、「相当する額に」を「相当する額（附則第16項第1号の適用を受ける場合にあつては、現に受ける給料月額に100分の25を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（現に受ける給料月額が最低号給に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から現に属する職務の級における最低号給の給料月額を減じた額に100分の25を乗じて得た額）、同項第2号の適用を受ける場合にあつては、現に受ける給料月額に100分の6を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（現に受ける給料月額が最低号給に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から現に属する職務の級における最低号給の給料月額を減じた額に100分の6を乗じて得た額）」に改める。

附則第18項中「附則第15項」を「附則第15項及び第16項」に改める。

附則第18項を附則第19項とし、附則第17項を附則第18項とし、附則第16項を附則第17項とし、附則第15項の次に次の1項を加える。

16 現に減額措置の対象となる場合であつて、次の各号に掲げる場合に該当する者の特地勤務手当の月額及び特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項の規定にかかわらず、特地勤務手当にあつては第1号に定める額、特地勤務手当に準ずる手当にあつては第2号に定める額とする。

(1) 前項の規定による特地勤務手当の月額が、現に受ける給料（給料月額にあつては、改正後の条例附則第18項の適用がないものとする。）及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額から、現に受ける給料月額に100分の25を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（現に受ける給料月額が最低号給に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から現に属する職務の級における最低号給の給料月額を減じた額に100分の25を乗じて得た額）を減じた額（以下「特地勤務手当に係る減額支給対象職員上限額」という。）を超えることとなる場合 特地勤務手当に係る減額支給対象職員上限額

(2) 前項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額が、現に受ける給料（給料月額にあつては、改正後の条例附則第18項の適用がないものとする。）及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額から、現に受ける給料月額に100分の6を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（現に受ける給料月額が最低号給に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から現に属する職務の級における最低号給の給料月額を減じた額に100分の6を乗じて得た額）を減じた額（以下「特地勤務手当に準ずる手当に係る減額支給対象職員上限額」という。）を超えることとなる場合 特地勤務手当に準ずる手当に係る減額支給対象職員上限額

（山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成19年4月1日）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当該管理職手当のほか、当該管理職手当」を「当該管理職手当（附則第14項の規定が適用される職員にあつては、同項の規定による管理職手当）のほか、新規則第65条の2の規定による管理職手当」に、「条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される」を「附則第14項の規定が適用される」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成23年4月28日まで縦覧に供する。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ米沢城南店  
米沢市門東町一丁目3番39号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称        | 住 所            | 代表者の氏名    |
|------------|----------------|-----------|
| 吉澤織物工業有限会社 | 米沢市門東町一丁目3番46号 | 吉 澤 貞 一 郎 |

(変更後)

| 名 称        | 住 所            | 代表者の氏名    |
|------------|----------------|-----------|
| 吉澤織物工業有限会社 | 米沢市門東町一丁目3番46号 | 吉 澤 章 仁 郎 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成21年10月14日  
(2) 2の(2)に掲げる事項 平成22年5月18日

4 届出年月日

平成22年12月10日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年4月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成22年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
吉澤織物工業有限会社 米沢市門東町一丁目3番46号  
代表取締役 吉澤章仁郎
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ米沢城南店  
米沢市門東町一丁目3番39号
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(廃止前) 1,571平方メートル  
(廃止後) 0平方メートル
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成22年12月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立新庄病院医事業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年12月28日

山形県立新庄病院長 鈴 木 知 信

- 入札の場所及び日時
  - 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院会議室（C棟3階）
  - 日時 平成23年2月7日（月）午後2時
- 入札に付する事項
  - 調達をする特定役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立新庄病院医事業務 一式
  - 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 契約期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで
  - 履行場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院内
  - 入札方法 総価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け山形県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
  - 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設（一般病床数400床以上の病院に限る）において、過去3年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務の契約期間が平成23年3月31日までに修了するとき、当該役務を履行した実績があるとみなす。
  - 2の(1)の役務の履行に関し、当該役務を確実に遂行できる体制を整備していることを証明できること。
- 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課医事係 電話番号0233(22)5525

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)、(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成23年1月24日（月）午後2時までに山形県立新庄病院医事経営課に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Medical affairs business of Shinjyo Prefectural Hospital: 1set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. February 7, 2011

(3) Contact point for the notice: Management Division, Shinjyo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjyo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL0233-22-5525

正 誤

| 発行年月日        | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤                                                         | 正                                             |
|--------------|------------|------|-------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 平成22. 10. 29 | 第2190号     | 1133 | 下から 2 | 平成23年度山形県立高等学校の<br>入学者募集                                  | 平成23年度山形県立高等学校及<br>び山形県立特別支援学校の高等<br>部の入学者の募集 |
| 同 11. 30     | 第2199号     | 1231 | 下から 5 | 医療職給料表(1)又は一般職の<br>任期付研究員の採用等に関する<br>条例第5条第2項に規定する給<br>料表 | 医療職給料表(1)                                     |
| 同 12. 17     | 第2204号     | 1258 | 23    | 第970号                                                     | 第971号                                         |